

保育室に関する確認書

日本数学会（春の年会 または 秋季総合分科会）会場大学 大会委員長殿

1. 日本数学会は、一時保育室開設にあたっては、施設の安全を事前調査し、必要な際はマットレス設置等によって安全措置を講じます。
2. 日本数学会は、民間の保育業者に乳幼児・児童の保育を委託して、一時保育に関する事故発生がないよう万全を尽くします。
3. 一時保育を希望する会員に対しては、別紙誓約書の差し入れを要求し、貴大学に対して一切責任を追及しないことの確認と承諾を得た上で、一時保育の申し出を受けることとします。
4. 一時保育に関連して万一事故が発生し、民事上の損害賠償が生じたとしても、貴大学への責任追及については、日本数学会の責任と負担において処理、解決するものとし、貴大学に対し一切の損失を被らせないことを確認します。
5. このため日本数学会は損害保険に加入します。

日付 年 月 日

日本数学会 理事長 公印